

保険金・給付金のご請求に必要な書類

ご参考:法定相続人について

- お亡くなりになった方(被相続人)の財産上の一切の権利・義務を引き継ぐ方を相続人といいます。相続人には一定の順序があります。

相続順位	
第1順位	通常の場合、死亡した人の子(直系卑属)と配偶者が相続人となります。子がなく、孫がいる場合には配偶者と孫(代襲相続)が相続人となります。
第2順位	子・孫などの直系卑属がない場合には配偶者と父母が、父母がいない場合は祖父母(直系尊属)が相続人となります。
第3順位	直系尊属もいない場合には、配偶者と兄弟姉妹が相続人となります。この場合、兄弟姉妹のうち誰かがすでに死亡しており、その兄弟姉妹に子がいる場合には、その子(代襲相続)も相続人となります。

ご参考 (親等図)

